

第89回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成27年6月19日(金曜日) 午前10時

開催場所

東京都八王子市旭町14番1号

京王プラザホテル八王子 4階「宴」

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限

平成27年6月18日(木曜日) 午後5時30分まで

CONTENTS

第89回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
連結計算書類	23
計算書類	32
監査報告書	39
株主総会参考書類	45
第1号議案 株式併合の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役6名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	

蛇の目ミシン工業株式会社

証券コード 6445

(証券コード6445)
平成27年6月3日

株 主 各 位

東京都八王子市狭間町1463番地
蛇の目ミシン工業株式会社
代表取締役社長 眞壁 八郎

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月18日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 4階「宴」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第89期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 株式併合の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.janome.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、原油価格下落の影響を受けたロシアなど資源国経済の低迷が続き、欧州経済のデフレ化、中国経済の減速が懸念されながらも、雇用環境の改善により堅調な個人消費に支えられた米国ならびに先進国を中心に、緩やかな景気の拡大が続きました。

わが国経済におきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響がありました。円安の定着、原油安や低金利による企業収益の改善と共に、緩やかな回復基調を辿っております。

このような中、当社グループにおきましては、3カ年にわたる中期経営計画の2年度目として前年度に実施した施策の効果を引出し、製造、販売及び管理コストの削減による価格競争力の強化を図りました。また、市場や顧客のニーズにマッチした家庭用ミシン及び卓上ロボットを投入し販売・サービスの拡大を図るなど、積極的な営業活動を行ってまいりました。

この結果、当期の総売上高は46,019百万円（前期比1,323百万円増）、営業利益は2,961百万円（前期比55百万円増）となり、経常利益は2,711百万円（前期比357百万円増）、当期純利益は1,860百万円（前期比399百万円増）を計上いたしました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

<家庭用機器事業>

海外ミシン市場におきましては、北米・欧州で新機種の販売が好調に推移しましたが、ウクライナ情勢に端を発したロシア経済の混乱や新興国通貨の下落により、ロシアや中南米では厳しい市場環境が続き、海外ミシンの販売台数は遺憾ながら前期比6万台減の180万台となりました。売上高につきましては、為替が円安基調で推移したこともあり、30,058百万円（前期比745百万円増）となりました。

国内ミシン市場におきましては、実用タイプのコンピュータミシンや電子ミシンの新機種を専門店や量販店向けに投入するなど、新製品を中心に積極的な需要喚起に努めました。しかしながら、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が予想を上回ったことなどにより、国内ミシンの販売台数は19万台（前期比1万台減）、売上高は5,866百万円（前期比508百万円減）となりました。また、24時間風呂・整水器販売につきましては、売上高は1,376百万円（前期比111百万円減）となりました。

以上の結果、家庭用機器事業の売上高は37,301百万円（前期比126百万円増）、営業利益は2,357百万円（前期比124百万円減）となりました。

<産業機器事業>

卓上ロボット・エレクトロプレス事業におきましては、スマートフォン及びタブレット等の組み立てを行う携帯情報端末機器メーカーや、省力化、品質向上に力を入れている自動車部品メーカーなどの製造関連企業を中心に、積極的な販売、サービス向上に努めました。その結果、販売台数は4,800台と過去最高を達成いたしました。

ダイカスト鋳造関連事業におきましては積極的な営業受注活動、品質改善活動等により自動車部品関連に加え精密機器、産業機器部品など多方面からの受注が増えており、好調に推移いたしました。

以上の結果、産業機器事業の売上高は5,956百万円（前期比1,090百万円増）、営業利益は561百万円（前期比161百万円増）となりました。

<その他事業>

ITソフトウェア・情報処理サービス、24時間風呂の据付・メンテナンスサービスなどに、不動産賃貸収入を加えたその他事業の売上高は2,761百万円（前期比106百万円増）となり、また、一般管理費の削減等に努めた結果、営業利益は111百万円（前期比61百万円増）となりました。

なお、当期の配当金につきましては、個別決算において2,361百万円の繰越欠損金を計上しており、利益配分が行えないため、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきますたく存じます。

②設備投資等の状況

当社グループにおける当期の設備投資等の総額は、1,186百万円（前期比469百万円増）となりました。

その主なものは、東京工場及び子会社の生産設備機械費用、子会社の工場建替費用、新機種に係る金型費用等によるものです。

なお、上記以外にソフトウェア等の無形固定資産を560百万円取得いたしております。

(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

区 分	第86期	第87期	第88期	第89期 (当期)
売 上 高 (百万円)	37,040	38,652	44,696	46,019
営 業 利 益 (百万円)	2,354	1,727	2,905	2,961
経 常 利 益 (百万円)	2,101	455	2,353	2,711
当 期 純 利 益 (百万円)	207	88	1,460	1,860
1株当たり当期純利益 (円)	1.07	0.46	7.56	9.62
純 資 産 (百万円)	14,891	16,373	18,117	21,696
1株当たり純資産額 (円)	74.40	81.91	90.34	108.33
総 資 産 (百万円)	49,703	50,183	51,409	54,054

(3)重要な子会社の状況

当社には連結子会社が19社ありますが、主なものは次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ジャノメ台湾(株)	NT\$ 300,000,000	100	ミシンの製造販売
ジャノメタイランド(株)	BAHT 97,400,000	65	ミシンの製造販売
ジャノメアメリカ(株)	US\$ 3,300,000	100	ミシンの販売
ジャノメカナダ(株)	CAN\$ 300,000	100	ミシンの販売
ジャノメUK(株)	£ 1,500,000	100	ミシンの販売
ジャノメヨーロッパ(株)	EUR 1,000,000	100	ミシンの販売
エルナスイス(株)	CHF 1,450,000	100	ミシンの販売
ジャノメオーストラリア(株)	A\$ 1,000,000	100	ミシンの販売
ジャノメダイカスト(株)	百万円 300	100	ダイカスト鑄造品等の製造販売
(株)ジャノメクレディア	百万円 150	97	ITソフトウェア・ 情報処理サービス
(株)ジャノメサービス	百万円 30	100	24時間風呂の据付・ メンテナンスサービス

(注) 当社の出資比率には間接保有を含んでおります。

(4)対処すべき課題

世界経済が目まぐるしく変化する近時、当社グループは、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくため、中期経営計画に基づいて、収益力の高いグローバル企業を目指し、引き続き次の基本方針を掲げ取り組んでまいります。

- ① 成長が期待できる事業・市場へ経営資源を重点注力
ミシン事業は成長の要となる海外市場に重点を置き、産業機器事業とあわせ、両事業部門に経営資源を投入してまいります。
- ② 製造コスト、販売・管理コスト削減による収益基盤の再強化
グローバルな競争の激化が想定される中、海外生産拠点を中心として、一層のコストダウンに取り組んでまいります。また、部門間の重複業務の削減、不要業務の廃止などにより販売・管理コストの削減を推進いたします。
- ③ 開発力の強化、スピードアップの追求
開発方針を明確化し、開発テーマの絞込み、製品のシリーズ化、部品の共用化を推進するなど効率的な開発体制を構築いたします。

(5)主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
家庭用機器事業	家庭用ミシン、ロックミシン他の製造販売、ミシン関連商品及び洋裁関連商品他の製造販売、24時間風呂の製造販売
産業機器事業	エレクトロプレス、卓上ロボット、スカラロボット、ダイカスト鋳造品他の製造販売
その他事業	ITソフトウェア・情報処理サービス、24時間風呂の据付・メンテナンスサービス、不動産賃貸他

(6)主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

当 社	本 社 (東京工場)	東京都八王子市狭間町1463番地
	主 要 な 店 支 支	西東京支店・八王子支店・千葉支店・仙台支店・富山支店・名古屋支店・大阪支店・福岡支店 (全国合計86店)
子 会 社	海 外	ジャノメ台湾株式会社 (台湾) ジャノメタイランド株式会社 (タイ) ジャノメアメリカ株式会社 (アメリカ) ジャノメカナダ株式会社 (カナダ) ジャノメUK株式会社 (イギリス) ジャノメヨーロッパ株式会社 (オランダ) エルナスイス株式会社 (スイス) ジャノメオーストラリア株式会社 (オーストラリア)
	国 内	ジャノメダイカスト株式会社 (本社) 山梨県都留市 株式会社ジャノメクレディア (本社) 東京都江東区 株式会社ジャノメサービス (本社) 東京都八王子市

(7)従業員の状況（平成27年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,968名	185名減

(注) 従業員数は、嘱託社員などを含む全従業員数であり、うち正社員は3,528名であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
973名	11名増	45.0歳	15.0年

(注) 1. 従業員数は、営業社員及び嘱託社員などを含む全従業員数としております。
2. 平均年齢・平均勤続年数は、嘱託社員などを含んでおりません。

(8)主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社りそな銀行	4,717 [4,717]
三井住友信託銀行株式会社	3,560 [3,527]
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,476 [2,695]
株式会社三井住友銀行	3,005 [2,251]

(注) 1. 上記は、借入金残高1,000百万円以上の借入先であります。
2. []は当社個別の借入額であります。
3. 当社は資金の安定的な調達に向け、上記の取引銀行4行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約（融資枠120億円）を締結しております。

2. 会社の現況

(1)株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 450,000,000株
- ②発行済株式の総数 195,214,448株
- ③株主数 17,550名（前期末比 999名増）
- ④大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
大栄不動産株式会社	15,374	7.95
株式会社りそな銀行	7,587	3.92
蛇の目従業員持株会	3,598	1.86
株式会社埼玉りそな銀行	3,432	1.77
楽天証券株式会社	2,550	1.31
松井証券株式会社	2,202	1.13
むさし証券株式会社	2,135	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	2,042	1.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	2,041	1.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,016	1.04

（注）持株比率は自己株式（1,894,720株）を控除して計算しております。

(2)新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3)会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	眞 壁 八 郎	内部監査室・製品企画室担当
代表取締役副社長	大 場 道 夫	家庭用機器国内営業本部・家庭用機器国際営業本部・産業機器営業本部・ソーイングソフト部担当
取 締 役 ※	石 水 寛 治	経営企画本部長
取 締 役 ※	河 島 正 司	産業機器営業本部長
取 締 役 ※	喜 多 村 昌 幸	生産管理本部長・海外生産管理室長、ジャノメ台湾株式会社董事
取 締 役	佐 藤 慎 一	
常 勤 監 査 役	村 山 義 晴	
監 査 役	中 澤 真 二	中澤公認会計士事務所
監 査 役	田 中 敬 三	田中法律事務所

- (注) 1. 取締役 佐藤慎一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 中澤真二氏、田中敬三氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 中澤真二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する知見を有しております。なお、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出ております。
4. 監査役 田中敬三氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 平成26年6月20日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、監査役 天野修一氏は辞任し、監査役 桜井隆氏は任期満了により退任しております。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、※印を付した取締役は常務執行役員を兼任しております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (1)	101 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	27 (9)
合 計	11	129

(注) 監査役の報酬等の総額には、平成26年6月20日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名の報酬等の総額が含まれております。

③社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	佐 藤 慎 一	平成26年6月20日就任以降に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に経営者としての経験と幅広い見識をもとに意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	中 澤 真 二	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、また、監査役会14回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	田 中 敬 三	当期開催の取締役会19回すべてに出席し、また、監査役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4)会計監査人の状況

①会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合、解任または不再任とする方針であります。

(5)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当事業年度末日現在、本体制に関する取締役会決議の概要は、次のとおりであります。

当社及び当社グループは、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダー（利害関係者）の皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正化、財務報告の信頼性を確保するとともに、関係法令・定款等を遵守する経営を実現してまいります。

そのため、以下の内部統制に向けた管理体制を確立しております。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保

イ) コンプライアンス委員会、P L（製造物責任）委員会、内部通報委員会、個人情報管理委員会、リスク管理委員会を設置し、社外からのメンバーを加え迅速かつ効率的な運営を行い、定期的に常務会に報告しております。なお、重大案件につきましては、適宜、取締役会・監査役会に報告しております。

- ・コンプライアンス委員会
代表取締役を委員長に、取締役、執行役員で構成し、コンプライアンスに関する重要案件を審議します。
 - ・PL委員会
取締役を委員長に、関連部門の責任者で構成し、製品に関する安全性等について毎月審議します。
 - ・内部通報委員会
代表取締役を委員長に、社外弁護士を含む委員で構成し、内部通報を受けた場合は、すみやかに審議を行い、社内規定に基づいて厳格に対処します。
 - ・個人情報管理委員会
取締役を委員長に、部長職を委員に社内横断的メンバーで構成し、社内規定に基づき、個人情報保護計画を策定するとともに、監査、社内研修等を実施します。万一、個人情報の漏洩あるいはそのおそれが生じた場合は、すみやかに厳正なる対処を行います。
 - ・リスク管理委員会
代表取締役社長を委員長に、部長職以上で構成し、リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理計画の企画、立案、ならびにリスク管理調査を行い、対策等について審議します。
- ロ) グループ全体の経営の適正化をより推進するため、国内グループ各社の社長会を定期的で開催し、グループ各社の業務執行に関する情報交換及びコンプライアンス経営についての意思統一を図っております。また、海外グループ各社につきましては、定期的に国際会議を開催し、情報の共有化と業務の適正化を図っております。

②取締役の職務執行の効率性の確保

- イ) 取締役会（原則月1回開催）において、経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。
- ロ) 取締役会の下に、常務会（原則月2回開催）を置き、重要事項について審議するとともに、特に重大な案件につきましては取締役会に上程し意思決定しております。
- ハ) 執行役員以上をメンバーとする経営戦略会議（毎月開催）において、各部門における諸課題について、十分な検討・協議等を行っております。

③損失の危険の管理

- イ) リスク管理規定を定め、会社全体のリスク管理を行っております。
- ロ) 社内稟議規定に定める稟議決裁手続きにより、代表取締役社長または担当役員の決裁を得たうえで、業務を執行しております。
- ハ) 与信管理規定、資産及び負債に関するリスク管理規定等に基づき、取引先等に対する厳格な与信管理・リスク管理を実施し、重要事項は、適宜、常務会に報告しております。

④監査役への報告体制及び監査役の監査の実効性の確保

- イ) 監査役のうち半数以上につきましては、当社と利害関係を持たない社外監査役で構成し、監査役会（原則月1回開催）等を通じて、厳正な監査を行っております。
- ロ) 監査役は、取締役会ならびに常務会等重要な会議に出席し、適宜、必要な意見を述べるとともに、取締役より説明、報告を求め業務が適正に執行されていることを監査しております。
- ハ) 監査役の求めに応じて、取締役、執行役員ならびに使用人等は、自らの職務内容等について詳細な報告を行っております。

⑤取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

取締役会議事録、稟議書、契約書をはじめ、対外書類等職務執行に関する文書については、関係法令及び社内規定に基づき適正に保存・管理しております。

⑥反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等とは一切関係を持たず、組織的に毅然と対応いたします。総務部を担当部署とし、反社会的勢力について情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関等との連携強化に努め、各種研修への積極的な参加等により社内啓発活動に努めます。反社会的勢力による接触、不当要求、または妨害行為が発生した場合は、速やかに警察、顧問弁護士等と協議のうえ組織的に法的な対応を行ってまいります。

なお、当社では、平成27年4月24日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保

するために必要な体制の整備について決議し、当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制等について改定しております。

改定内容の詳細につきましては、東京証券取引所及び当社のウェブサイト (<http://www.janome.co.jp>) をご参照ください。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(6)会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社は、公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが顕在化しております。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社取締役会は、下記の取組みは、下記イ)記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであることから、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

イ) 企業価値向上に資する取組み

当社は、大正10年に創業し、日本国内で初めてミシンの国産化を成し遂げて以来、「世界の人々の豊かで創造的な生活の向上を目指す」「常に価値ある商品とサービスの提供を通じて社会、文化の向上に貢献する」という企業理念に基づき、企業価値の向上に取り組んでおります。

昭和39年には蛇の目ミシン技術研究所を設立、昭和54年には国産初のコンピュータミシンを発売したのをはじめ、常に家庭用ミシン業界のリーダー的存在として、製品開発力、技術力を生かした新製品を提供してまいりました。さらに平成2年には24時間風呂「湯名人」シリーズを発売、優れた技術と製品の利便性の高さから、お客様の支持を

得て、同市場では高いシェアを維持しております。さらに家庭用ミシンの生産で培った先進技術をベースに、「卓上ロボット」「エレクトロプレス」などの産業用機器を開発、携帯電話等の情報端末機器や自動車関連企業など生産現場の省力化と高度な品質管理が求められる企業に向けて、積極的に販売活動を展開しております。企業の生産拠点が海外へシフトしている状況に対応すべく、各拠点の販売・サービス体制の拡充にも注力しております。

当社グループの企業価値の源泉は①技術力と経験、②マーケティングと開発力、③ブランド、④販売力、⑤人材等にあると考えています。

具体的には、第一に、90年以上の歴史を通じて蓄積してまいりました技術と経験を生かして、多くの製品群を提供、第二に、世界各地の市場から効率的なマーケティングにより得た情報を活かした魅力的な製品の開発、第三に、90年以上にわたる歴史と高い技術力に支えられた家庭用ミシン・産業機器における「JANOME」ブランド、第四に、直営支店・代理店・量販店等を通じた堅固な国内販売網と販売子会社・現地代理店等の海外販売網、第五に、これまで述べました「技術力・経験」、「開発力」、「ブランド」、「販売力」を具体的に担う人材群です。

当社は引き続きグローバルシェア拡大を図るとともに、お客様をはじめ株主の皆様にとってかけがえのない企業を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

ロ) 中期的な経営課題への取組み

中期的な経営課題への取組みにつきましては、上記「1. 当社グループ（企業集団）の現況（4）対処すべき課題」に記載しております。

ハ) コーポレート・ガバナンス体制の徹底

当社及び当社グループは、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダー（利害関係者）の皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正化、財務報告の信頼性を確保する体制を構築しています。

取締役会においては、経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。取締役会の下には、常務会を置き、重要事項について審議するとともに、特に重大な案件につきましては取締役会に上程し意思決定しております。各部門に

おける諸課題につきましては、執行役員以上をメンバーとする経営戦略会議において、十分な検討・協議等を行っております。また、グループ全体の経営の適正化をより推進するため、国内グループ各社の社長会を定期的を開催し、グループ各社の業務執行に関する情報交換及びコンプライアンス経営についての意思統一を図っております。海外グループ各社につきましては、定期的に国際会議を開催し、情報の共有化と業務の適正化を図っております。

監査役監査につきましては、監査役3名のうち2名を当社と利害関係を持たない独立性の高い社外監査役で構成しております。そのうち1名は公認会計士、1名は弁護士を選任しており、監査役会等を通じて、厳正な監査を行っております。また、監査役、内部監査室及び会計監査人は、適時、相互連絡を行い、情報の共有化・連携を図っております。

その他、コンプライアンス委員会、P L（製造物責任）委員会、内部通報委員会、個人情報管理委員会、リスク管理委員会を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

イ) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

当社は、大量買付行為（下記 ロ）で定義されます。）が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（下記 ロ）で定義されます。）及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社取締役会は、このような考え方に立ち、平成25年5月10日開催の取締役会におい

て、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定し、平成25年6月21日開催の当社第87回定時株主総会にて、本プランの導入は、株主の皆様より承認、可決されました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

ロ) 本プランの対象となる行為

本プランの対象となる行為は、概ね、当社株券等の20%以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」といいます。）であり、本プランは、大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、事前に株主の皆様及び当社取締役会による当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、かつ、株主の皆様及び当社取締役会による当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のために必要な一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示するなどの対応を行うための手続を定めております。

ハ) 対抗措置の概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当

該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

ニ) 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

ホ) 株主総会の開催

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

ヘ) 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるに当たって、大量買付行為があった事実、大量買付者から大量買付行為の内容の検討に必要な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、株主総会開催の決定・株主総会決議の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、適時かつ適切に株主

の皆様へ情報開示を行います。

④本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- イ) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- ロ) 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること
- ハ) 株主意思を重視するものであること
- ニ) 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- ホ) 合理的な客観的要件を設定していること
- ヘ) 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること
- ト) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、本プランの詳細につきましては、当社のウェブサイト
(<http://www.janome.co.jp>) をご参照ください。

~~~~~  
本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)               |        |
| 流 動 資 産           | 23,557 | 流 動 負 債                 | 20,278 |
| 現 金 及 び 預 金       | 6,692  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 3,140  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 7,644  | 短 期 借 入 金               | 13,232 |
| 商 品 及 び 製 品       | 4,894  | 未 払 法 人 税 等             | 398    |
| 仕 掛 品             | 482    | 賞 与 引 当 金               | 491    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 2,628  | 事 業 再 編 引 当 金           | 86     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 747    | そ の 他                   | 2,929  |
| そ の 他             | 633    | 固 定 負 債                 | 12,079 |
| 貸 倒 引 当 金         | △164   | 長 期 借 入 金               | 2,203  |
| 固 定 資 産           | 30,496 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 3,683  |
| 有 形 固 定 資 産       | 24,570 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 5,418  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 6,831  | そ の 他                   | 773    |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 1,228  | 負 債 合 計                 | 32,358 |
| 土 地               | 14,785 | (純 資 産 の 部)             |        |
| 建 設 仮 勘 定         | 309    | 株 主 資 本                 | 13,948 |
| そ の 他             | 1,414  | 資 本 金                   | 11,372 |
| 無 形 固 定 資 産       | 2,064  | 資 本 剰 余 金               | 823    |
| の れ ん             | 216    | 利 益 剰 余 金               | 2,077  |
| そ の 他             | 1,847  | 自 己 株 式                 | △325   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 3,861  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 6,993  |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,921  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 238    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 1,412  | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △0     |
| そ の 他             | 570    | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 6,355  |
| 貸 倒 引 当 金         | △43    | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 798    |
| 資 産 合 計           | 54,054 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △398   |
|                   |        | 少 数 株 主 持 分             | 754    |
|                   |        | 純 資 産 合 計               | 21,696 |
|                   |        | 負 債 純 資 産 合 計           | 54,054 |



# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金    | 額      |
|----------------|------|--------|
| 売上高            |      | 46,019 |
| 売上原価           |      | 28,315 |
| 売上総利益          |      | 17,704 |
| 販売費及び一般管理費     |      | 14,743 |
| 営業利益           |      | 2,961  |
| 営業外収益          |      |        |
| 受取利息           | 24   |        |
| 受取配当金          | 36   |        |
| 雑収入            | 138  | 199    |
| 営業外費用          |      |        |
| 支払利息           | 251  |        |
| 為替差損           | 89   |        |
| 雑損             | 107  | 449    |
| 経常利益           |      | 2,711  |
| 特別利益           |      |        |
| 固定資産売却益        | 14   | 14     |
| 特別損失           |      |        |
| 減損損失           | 293  |        |
| 固定資産除売却損       | 36   |        |
| その他            | 7    | 337    |
| 税金等調整前当期純利益    |      | 2,388  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 777  |        |
| 法人税等調整額        | △270 | 506    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |      | 1,881  |
| 少数株主利益         |      | 21     |
| 当期純利益          |      | 1,860  |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |       |      |             |
|-------------------------------|---------|-------|-------|------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 11,372  | 823   | 87    | △324 | 11,958      |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |       |      |             |
| 当 期 純 利 益                     |         |       | 1,860 |      | 1,860       |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |       |       | △0   | △0          |
| 土地再評価差額金の取崩                   |         |       | 129   |      | 129         |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |       |       |      |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -     | 1,990 | △0   | 1,990       |
| 当 期 末 残 高                     | 11,372  | 823   | 2,077 | △325 | 13,948      |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                |                    |                               |                                 | 少数株主<br>持 分 | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|--------------|----------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------------|------------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金      | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 土地再評価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>に 係 る 調 整<br>累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |             |            |
| 当 期 首 残 高                     | 226                   | △3           | 6,099          | △331               | △483                          | 5,506                           | 652         | 18,117     |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |              |                |                    |                               |                                 |             |            |
| 当 期 純 利 益                     |                       |              |                |                    |                               |                                 |             | 1,860      |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |              |                |                    |                               |                                 |             | △0         |
| 土地再評価差額金の取崩                   |                       |              |                |                    |                               |                                 |             | 129        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 12                    | 2            | 256            | 1,130              | 84                            | 1,486                           | 101         | 1,588      |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 12                    | 2            | 256            | 1,130              | 84                            | 1,486                           | 101         | 3,578      |
| 当 期 末 残 高                     | 238                   | △0           | 6,355          | 798                | △398                          | 6,993                           | 754         | 21,696     |

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

ジャノメ台湾(株)、ジャノメタイランド(株)、ジャノメアメリカ(株)、ジャノメカナダ(株)、ジャノメUK(株)、ジャノメヨーロッパ(株)、エルナスイス(株)、ジャノメオーストラリア(株)、ジャノメダイカスト(株)、(株)ジャノメクレディア、(株)ジャノメサービス

非連結子会社の名称等

エルナドイツ(有)、エルナフランス(有)、ジャノメメキシコサービス(有)、JIE上海(有)、ジャノメブラジル(有)、JIE台湾(有)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 連結子会社の決算日等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### (3) 会計処理基準に関する事項

#### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

##### ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 事業再編引当金

事業再編に伴う費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積り額を計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、有効性の評価を省略しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。

⑥退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準によっております。

会計基準変更時差異は、15年による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識会計基準変更時差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用しております。

なお、これによる影響額は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|               |           |
|---------------|-----------|
| 現金及び預金        | 600百万円    |
| 建物及び構築物       | 6,037百万円  |
| 土地            | 13,917百万円 |
| 投資有価証券        | 574百万円    |
| 計             | 21,129百万円 |
| 上記に対応する債務     |           |
| 短期借入金         | 11,601百万円 |
| 長期借入金         | 2,203百万円  |
| 割賦販売法に基づく前受業務 | 2,344百万円  |
| 保証金供託委託       |           |
| 計             | 16,148百万円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,295百万円

### (3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格を主たる評価基準として算出しております。
- ・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta 3,773$ 百万円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類       | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計<br>年度増加株式数 | 当連結会計<br>年度減少株式数 | 当連結会計<br>年度末の株式数 |
|-------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 発行済株式       |                   |                  |                  |                  |
| 普通株式        | 195,214千株         | －千株              | －千株              | 195,214千株        |
| 合計          | 195,214千株         | －千株              | －千株              | 195,214千株        |
| 自己株式        |                   |                  |                  |                  |
| 普通株式<br>(注) | 1,893千株           | 1千株              | －千株              | 1,894千株          |
| 合計          | 1,893千株           | 1千株              | －千株              | 1,894千株          |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                   | 連結貸借対照表計上額(*) | 時 価 (* ) | 差 額  |
|-------------------|---------------|----------|------|
| ①現金及び預金           | 6,692百万円      | 6,692百万円 | -百万円 |
| ②受取手形及び売掛金        | 7,644         | 7,644    | -    |
| ③投資有価証券<br>其他有価証券 | 624           | 624      | -    |
| ④支払手形及び買掛金        | (3,140)       | (3,140)  | -    |
| ⑤短期借入金            | (13,232)      | (13,239) | 7    |
| ⑥未払法人税等           | (398)         | (398)    | -    |
| ⑦長期借入金            | (2,203)       | (2,218)  | 14   |
| ⑧デリバティブ取引         | (0)           | (0)      | -    |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券 其他有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑥未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤短期借入金、⑦長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は取引銀行から提示された価格によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式及び非連結子会社株式（連結貸借対照表計上額1,296百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額 | 時 価      |
|------------|----------|
| 3,824百万円   | 3,076百万円 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、公示価格を主たる評価基準として算出しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 108円33銭

(2) 1株当たり当期純利益 9円62銭



# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|-----------|--------|--------------|--------|
| (資産の部)    |        | (負債の部)       |        |
| 流動資産      | 11,949 | 流動負債         | 18,800 |
| 現金及び預金    | 3,656  | 支払手形         | 259    |
| 受取手形      | 509    | 買掛金          | 5,002  |
| 商品及び製品    | 4,807  | 短期借入金        | 11,447 |
| 原材料       | 868    | 未払費用         | 733    |
| 仕掛品       | 1,153  | 未払法人税等       | 527    |
| 貯蔵品       | 85     | 前払消費税        | 100    |
| 前払費用      | 30     | 預り金          | 153    |
| 繰延税金資産    | 43     | 賞与引当金        | 184    |
| 短期貸付      | 423    | 事業再編引当金      | 303    |
| そ の 他 の 金 | 134    | 固定負債         | 86     |
| 貸倒引当金     | 247    | 長期借入金        | 0      |
|           | △10    | 再評価に係る繰延税金負債 | 9,294  |
| 固定資産      | 32,277 | 退職給付引当金      | 2,203  |
| 有形固定資産    | 20,277 | 未払労働証        | 3,683  |
| 建物        | 5,516  | 未預り          | 2,721  |
| 構築物       | 136    | その他          | 365    |
| 機械及び装置    | 106    |              | 137    |
| 車両及び運搬具   | 4      |              | 183    |
| 工具器具及び備品  | 444    | 負債合計         | 28,095 |
| 土地        | 14,068 | (純資産の部)      |        |
| 無形固定資産    | 1,840  | 株主資本         | 9,548  |
| 借地借家権     | 379    | 資本金          | 11,372 |
| その他の資産    | 1,460  | 資本剰余金        | 823    |
| 投資その他の資産  | 10,159 | 利益剰余金        | 823    |
| 投資有価証券    | 1,421  | 利益剰余金        | △2,322 |
| 関係会社株     | 7,658  | 利益剰余金        | 39     |
| 長期貸付      | 7      | その他利益剰余金     | △2,361 |
| 固定化営業債    | 202    | 繰越利益剰余金      | △2,361 |
| 長期差入保証    | 82     | 自己株式         | △325   |
| 繰延税金資産    | 737    | 評価・換算差額等     | 6,582  |
| そ の 他 の 金 | 91     | その他有価証券評価差額金 | 227    |
| 貸倒引当金     | △43    | 繰延ヘッジ損益      | △0     |
| 資産合計      | 44,226 | 土地再評価差額金     | 6,355  |
|           |        | 純資産合計        | 16,131 |
|           |        | 負債純資産合計      | 44,226 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金    | 額      |
|-----------------------|------|--------|
| 売 上 高                 |      | 35,168 |
| 売 上 原 価               |      | 24,953 |
| 売 上 総 利 益             |      | 10,215 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |      | 8,517  |
| 営 業 利 益               |      | 1,698  |
| 営 業 外 収 益             |      |        |
| 受 取 利 息               | 3    |        |
| 受 取 配 当 金             | 609  |        |
| 為 替 差 益               | 18   |        |
| 雑 収 入                 | 42   | 674    |
| 営 業 外 費 用             |      |        |
| 支 払 利 息               | 200  |        |
| 雑 損 失                 | 63   | 263    |
| 経 常 利 益               |      | 2,108  |
| 特 別 利 益               |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 0    | 0      |
| 特 別 損 失               |      |        |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 失     | 34   |        |
| 減 損 損 失               | 293  | 327    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |      | 1,781  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 216  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △218 | △1     |
| 当 期 純 利 益             |      | 1,783  |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                                | 株 主 資 本 |             |        |                       |             |        |                                                                         |       |            |
|------------------------------------------------|---------|-------------|--------|-----------------------|-------------|--------|-------------------------------------------------------------------------|-------|------------|
|                                                | 資 本 金   | 資本剰余金       |        |                       | 利益剰余金       |        |                                                                         | 自己株式  | 株主資本計<br>合 |
|                                                |         | 資<br>準<br>備 | 本<br>金 | 資<br>剰<br>余<br>合<br>計 | 利<br>準<br>備 | 益<br>金 | そ<br>の<br>他<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金<br>繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |       |            |
| 当 期 首 残 高                                      | 11,372  | 823         | 823    | 39                    | △4,274      | △4,235 | △324                                                                    | 7,636 |            |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                              |         |             |        |                       |             |        |                                                                         |       |            |
| 当 期 純 利 益                                      |         |             |        |                       | 1,783       | 1,783  |                                                                         | 1,783 |            |
| 自 己 株 式 の 取 得                                  |         |             |        |                       |             |        | △0                                                                      | △0    |            |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩                          |         |             |        |                       | 129         | 129    |                                                                         | 129   |            |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) |         |             |        |                       |             |        |                                                                         |       |            |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                          | -       | -           | -      | -                     | 1,912       | 1,912  | △0                                                                      | 1,912 |            |
| 当 期 末 残 高                                      | 11,372  | 823         | 823    | 39                    | △2,361      | △2,322 | △325                                                                    | 9,548 |            |

|                                                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                    |                        | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------------------------|------------------|---------|--------------------|------------------------|-----------|
|                                                | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                                      | 223              | △3      | 6,099              | 6,319                  | 13,955    |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                              |                  |         |                    |                        |           |
| 当 期 純 利 益                                      |                  |         |                    |                        | 1,783     |
| 自 己 株 式 の 取 得                                  |                  |         |                    |                        | △0        |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩                          |                  |         |                    |                        | 129       |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) | 3                | 2       | 256                | 262                    | 262       |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                          | 3                | 2       | 256                | 262                    | 2,175     |
| 当 期 末 残 高                                      | 227              | △0      | 6,355              | 6,582                  | 16,131    |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券  
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 事業再編引当金

事業再編に伴う費用等の支出に備えるため、当事業年度末における見積り額を計上しております。

## ④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準によっております。会計基準変更時差異は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

## (4) 重要なヘッジ会計の方法

## ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしたのものについては、特例処理を採用しております。

## ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

## ③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

## ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、有効性の評価を省略しております。

## (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

## 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

## (退職給付に関する会計基準の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用しております。

なお、これによる影響額は軽微であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 現金及び預金                   | 600百万円    |
| 建物                       | 5,411百万円  |
| 構築物                      | 136百万円    |
| 土地                       | 13,899百万円 |
| 投資有価証券                   | 574百万円    |
| 計                        | 20,622百万円 |
| 上記に対応する債務                |           |
| 短期借入金                    | 11,447百万円 |
| 長期借入金                    | 2,203百万円  |
| 割賦販売法に基づく前受業務<br>保証金供託委託 | 2,344百万円  |
| 計                        | 15,994百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,858百万円

#### (3) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

|               |        |
|---------------|--------|
| ジャノメアメリカ株式会社  | 192百万円 |
| ジャノメタイランド株式会社 | 70百万円  |

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|         |          |
|---------|----------|
| ①短期金銭債権 | 2,577百万円 |
| ②短期金銭債務 | 4,531百万円 |
| ③長期金銭債務 | 1百万円     |

(5) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格を主たる評価基準として算出しております。
- ・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
△3,773百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|             |           |
|-------------|-----------|
| ①売上高        | 11,642百万円 |
| ②仕入高        | 21,735百万円 |
| ③営業取引以外の取引高 | 589百万円    |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,893千株     | 1千株        | －千株        | 1,894千株    |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |          |
|--------------|----------|
| 繰延税金資産       |          |
| 賞与引当金        | 100百万円   |
| 退職給付引当金      | 879百万円   |
| 繰越欠損金        | 568百万円   |
| その他          | 441百万円   |
| 繰延税金資産小計     | 1,990百万円 |
| 評価性引当額       | △740百万円  |
| 繰延税金資産合計     | 1,250百万円 |
| 繰延税金負債       |          |
| その他有価証券評価差額金 | △89百万円   |
| 繰延税金負債合計     | △89百万円   |
| 繰延税金資産の純額    | 1,160百万円 |

7. 1株当たり情報に関する注記

|                |     |     |
|----------------|-----|-----|
| (1) 1株当たり純資産額  | 83円 | 44銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9円  | 22銭 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

蛇の目ミシン工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯浅信好 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉岡昌樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、蛇の目ミシン工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。



監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、蛇の目ミシン工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

蛇の目ミシン工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯浅信好 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉岡昌樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、蛇の目ミシン工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関す

る品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

蛇の目シン工業株式会社 監査役会

|       |           |
|-------|-----------|
| 常勤監査役 | 村山 義晴 (印) |
| 監査役   | 中澤 真二 (印) |
| 監査役   | 田中 敬三 (印) |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、普通株式の併合を行いたいと存じます。

### 2. 株式併合の内容

#### (1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式の発行済株式総数1億9,521万4,448株について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (2) 株式併合の効力発生日

平成27年10月1日

#### (3) 上記(2)の日における発行可能株式総数

45,000,000株

#### (4) その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、株主様のご所有の当社の株式数は、併合前の10分の1となりますが、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 第1号議案に係る株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を現在の4億5千万株から4,500万株とするため、定款第5条を変更するものであります。また、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から

100株に変更するものであります。本定款一部変更は、本総会の第1号議案に係る株式併合の効力発生を条件とし、当該株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、本附則は変更の効力が発生した日の翌日をもって削除するものといたします。

- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう定めるものであります。
- (3) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるとともに、非業務執行取締役及び監査役について適切な人材の招聘を容易にできるよう、責任限定契約を締結することができる旨を定めるものであります。  
 なお、定款第30条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                    | 変 更 案                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式                                                                    | 第2章 株 式                                                                                  |
| (発行可能株式総数および単元株式数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は4億5,000万株とする。<br>当社の単元株式数は1,000株とする。 | (発行可能株式総数および単元株式数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は <u>4,500</u> 万株とする。<br>当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(<u>新設</u>)</p><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><p>第14条～第28条 (条文省略)</p><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>新設</u>)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p><br><p style="text-align: center;">—以下条数繰り下げ—</p> <p><u>第15条～第29条 (現行どおり)</u></p><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p><u>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第29条～第36条（条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(新設)</p> <p>第37条～第41条（条文省略）<br/>(新設)</p> | <p>—以下条数繰り下げ—</p> <p>第31条～第38条（現行どおり）</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(監査役の責任免除)<br/>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br/>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>—以下条数繰り下げ—</p> <p>第40条～第44条（現行どおり）</p> <p>附則<br/>第5条の変更は、平成27年10月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は当該効力発生日の翌日をもって削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ま かね はち ろう<br>真 壁 八 郎<br>(昭和22年1月4日生)   | 昭和44年4月 当社入社<br>平成15年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社常務取締役<br>平成20年6月 当社代表取締役副社長<br>平成21年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成25年6月 当社内部監査室担当（現任）<br>平成25年11月 当社製品企画室担当（現任）                                            | 505,000株   |
| 2     | おお ば みち お<br>大 場 道 夫<br>(昭和26年3月29日生)   | 昭和51年4月 当社入社<br>平成23年6月 当社取締役<br>平成25年6月 当社代表取締役専務<br>平成25年6月 当社家庭用機器国内営業本部・家庭用機器国際営業本部・ソーイングソフト部担当（現任）<br>平成26年6月 当社代表取締役副社長（現任）<br>平成26年10月 当社産業機器営業本部担当（現任）                                | 186,000株   |
| 3     | いし みず かん じ<br>石 水 寛 治<br>(昭和27年10月27日生) | 昭和50年4月 株式会社埼玉銀行（現株式会社りそな銀行）入行<br>平成10年7月 株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）市場業務管理室長<br>平成15年4月 株式会社埼玉りそな銀行市場業務管理室長<br>平成17年10月 りそなビジネスサービス株式会社執行役員<br>平成21年6月 同社常務執行役員<br>平成25年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画本部長（現任） | 20,000株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | かわしままさし<br>河島正司<br>(昭和29年1月29日生)    | 昭和51年4月 当社入社<br>平成21年4月 当社執行役員<br>平成24年4月 当社常務執行役員(現任)<br>平成25年6月 当社取締役(現任)<br>平成26年10月 当社産業機器営業本部長(現任)                                               | 77,000株    |
| 5     | きただむらまさゆき<br>喜多村昌幸<br>(昭和28年2月16日生) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成19年4月 当社執行役員<br>平成25年4月 当社常務執行役員(現任)<br>平成25年6月 当社取締役、生産管理本部長(現任)<br>平成25年8月 当社海外生産管理室長(現任)<br><重要な兼職の状況><br>ジャノメ台湾株式会社董事           | 176,000株   |
| 6     | さとうしんいち<br>佐藤慎一<br>(昭和26年2月6日生)     | 昭和48年4月 株式会社埼玉銀行(現株式会社りそな銀行) 入行<br>平成8年7月 株式会社あさひ銀行(現株式会社りそな銀行) 検査部主任検査役<br>平成14年6月 大栄不動産株式会社執行役員<br>平成22年6月 同社取締役兼専務執行役員ビル事業本部長<br>平成26年6月 当社取締役(現任) | 0株         |

- (注) 1. 佐藤慎一氏は社外取締役候補者であります。  
2. 社外取締役候補者の選任理由  
佐藤慎一氏は、経営者としての経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくと共に、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断いたしました。  
3. 佐藤慎一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。  
4. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役田中敬三氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                        | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------|
| た なか けい ぞう<br>田 中 敬 三<br>(昭和35年4月10日生) | 平成6年4月 弁護士登録<br>平成13年4月 田中法律事務所開設<br>平成23年6月 当社監査役(現任) | 0株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
なお、田中敬三氏は社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者の選任理由  
田中敬三氏は、弁護士として企業法務に精通し、十分な見識を有しておられることから、社外監査役として適切・公正な監査を行っていただけるものと判断いたしました。
3. 田中敬三氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

以 上

—メモ欄—

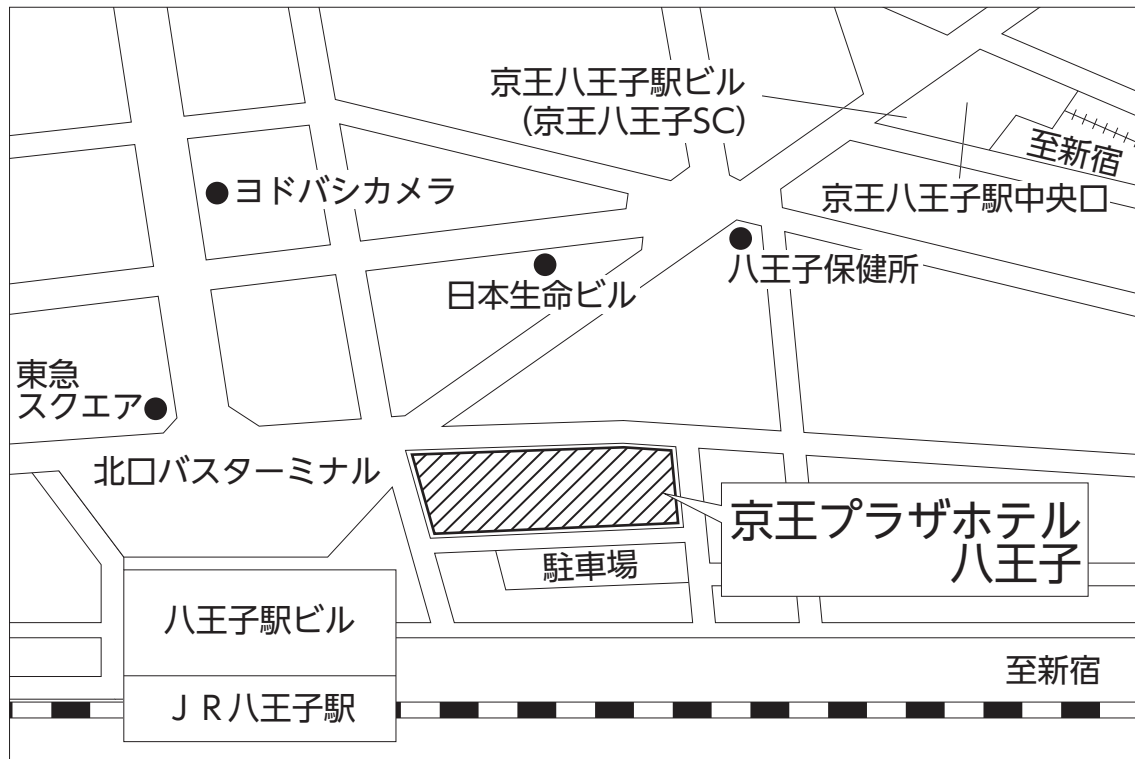
A series of horizontal dashed lines for writing notes.





## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 4階「宴」  
電 話 042(656)3111



### 交通手段

[JR線]

JR八王子駅北口前

[京王線]

京王八王子駅中央口より徒歩3分

UD  
FONT

